

第 1 章

第三期帯広市環境基本計画策定にあたって

計画策定の趣旨と背景

帯広市では、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すことを掲げた「帯広市環境基本条例」に基づき、帯広市環境基本計画を策定し、環境基準の確保に向けた取り組みや温室効果ガス排出量削減等の取り組みを行ってきました。

この間、2010(平成22)年10月には生物多様性第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する20の個別目標である愛知目標が採択されました。

2015(平成27)年には持続可能な開発目標(SDGs)の採択のほか、地球温暖化の防止が世界共通の課題となっている中、パリ協定が採択されました。パリ協定には世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と均衡といった目標が盛り込まれ、すべての国が参加する公平で実行的な国際的枠組みの合意となりました。我が国では、パリ協定の採択を受け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」が2016(平成28)年5月に閣議決定され、国を挙げて温室効果ガスの排出を抑えた低炭素社会の実現に向けた取り組みがすすめられています。

また、地球温暖化による気候変動や外来種の生息域拡大などの影響も顕在化してきており、環境負荷の低減に向け、環境配慮行動の実践や廃棄物の減量・循環利用、生物多様性の保全などの取り組みを推進することや地球温暖化防止と活力あるまちづくりの両立、豊かな自然環境の地域資源としての活用など、新たな視点に基づく取り組みも重要になってきています。

こうしたことから、社会情勢等の変化や新たな視点を踏まえ、今後の環境施策の基本的な方向を示すため、第三期帯広市環境基本計画を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、帯広市環境基本条例第9条に基づき策定するとともに、環境施策に関する分野計画として第七期帯広市総合計画に即して策定します。

また、生物多様性基本法第13条に基づき、帯広市の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「帯広市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

生物多様性基本法 第13条(抜粋)

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

計画期間

本計画は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間を計画期間とし、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて適切な見直しを行います。

市・事業者・市民の役割

地域の環境を守り、創造していくためには、市・事業者・市民がそれぞれの役割に応じて行動していくことが重要です。

また、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策については、事業者や市民と協働して取り組みます。

■帯広市環境基本条例 市・事業者・市民の責務

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造を図る見地から環境への影響が低減されるよう配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

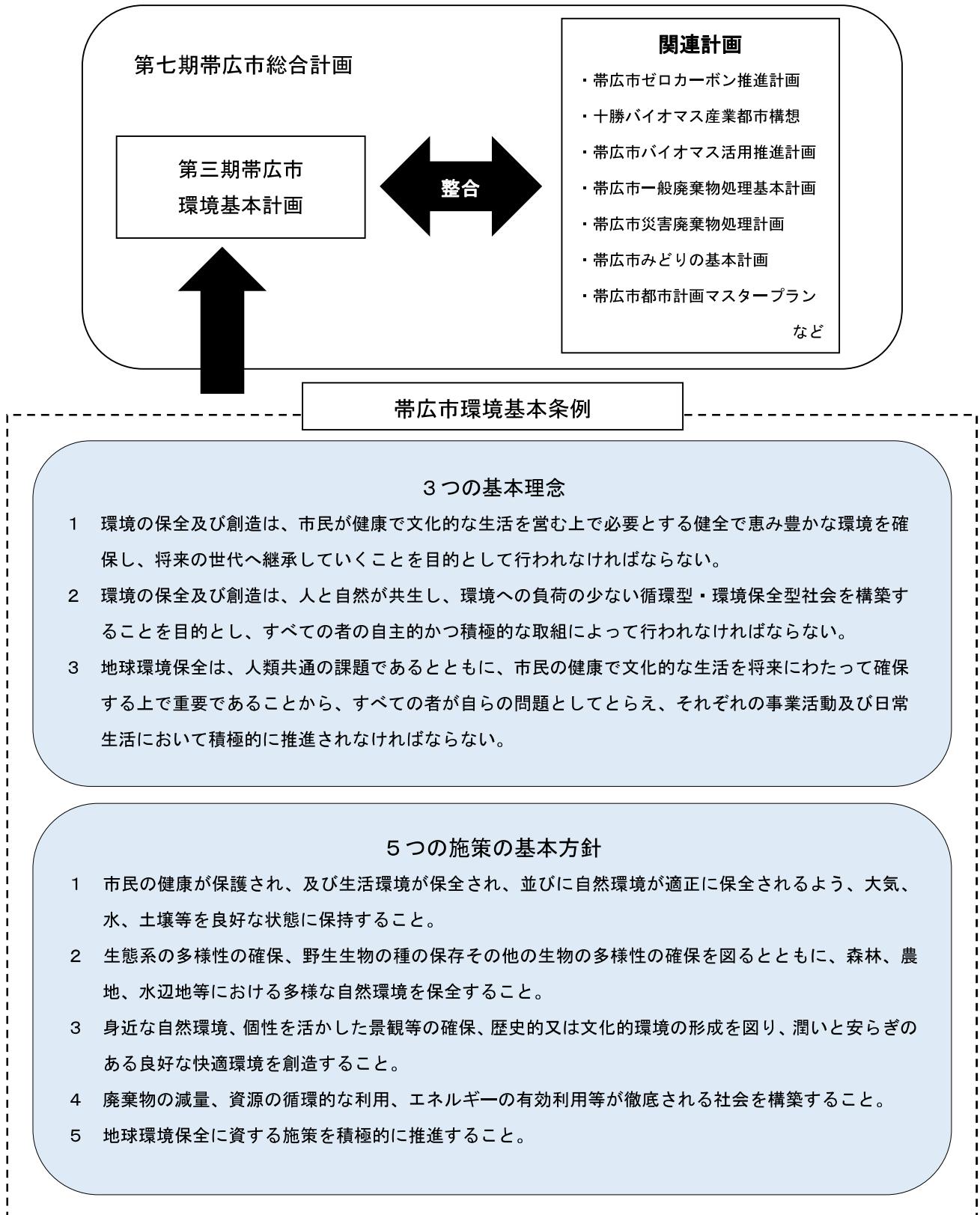
第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（「帯広市環境基本条例」より抜粋）

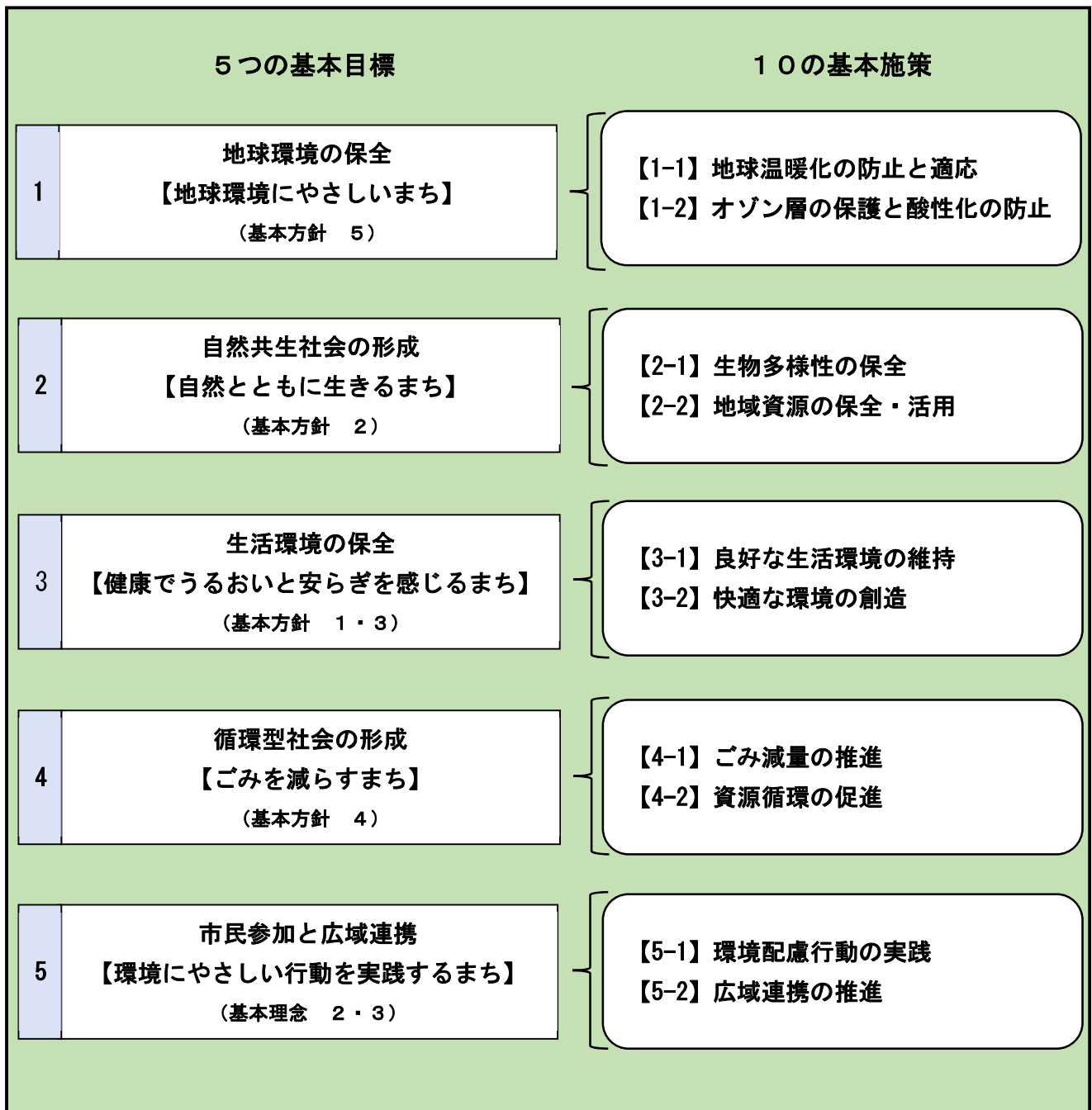
第三期帯広市環境基本計画の体系

第三期帯広市環境基本計画は、帯広市環境基本条例の3つの基本理念、5つの施策の基本方針に基づき、取り組みをすすめます。



本計画では、帯広市環境基本条例に掲げる基本理念と施策の基本方針に基づき、環境行政を取り巻く状況を踏まえて、5つの基本目標を設定します。

また、5つの基本目標達成に向け、市、事業者、市民が取り組むための10の基本施策を設定します。



推進体制と進行管理

本計画の推進にあたっては、市・事業者・市民が協働し、環境配慮行動の実践などの取り組みをすすめます。

また、計画の進行管理については、取り組みの実施状況や環境指標項目による取り組みの進捗状況の点検を行うとともに、帯広市環境審議会から意見を求めます。

計画の進捗状況等は、毎年発行している帯広市環境白書を通して市民へ公表します。

◆第三期帯広市環境基本計画の推進と進行管理の体制

